

公 示 日 : 2021 年 6 月 16 日

調達管理番号 : 21a00309

国 名 : ルワンダ

担 当 部 署 : 社会基盤部都市・地域開発グループ第二チーム

調 達 件 名 : ルワンダ国キガリ市都市交通改善プロジェクト基本計画策定調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 8 月下旬から 2021 年 11 月上旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.7M/M、国内 0.5M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	21 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 7 月 7 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021 年 7 月 20 日 (火) までに個別通知提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国／類似地域	ルワンダ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ルワンダ共和国（以下、「ルワンダ」とする）は、東アフリカにおける北部回廊と中央回廊が交錯する交通及び貿易の要衝であり 2010 年以降 6.9%~8.8%と高い GDP 成長率を維持している。首都であるキガリ市は、731 平方キロメートルの面積を有し、2021 年の人口は 117 万人（世界銀行）、「キガリ市都市マスタープラン」(2013 年)によると、2032 年に 370 万人となる急速な人口増加が予測されており、これに伴い保有車両台数の増加、交通渋滞の悪化が懸念されている。

これに対しルワンダ政府は長期的な国家開発戦略である「Vision 2050」、中期計画である「変革のための国家戦略」を策定し、国内の交通インフラ改善事業に着手している。更に「ルワンダ・スマートシティマスタープラン」(2017 年)を策定し、ICT を利活用した課題解決のためのアクションプランが示されている。キガリ市においても、「キガリ市都市交通マスタープラン」(2013 年)や同マスタープランを改訂（2020 年）し、市内における交通渋滞の緩和、都市交通システムの改善を強調しているものの、依然として都市交通ネットワークが脆弱であり、予測される今後の急速な人口増加の前に公共交通を含む都市交通システムの改善が求められている。

キガリ市の都市交通課題への対応に向けて、JICA は 2019 年に「キガリ市都市交通に係る情報収集・確認調査」を実施した。調査の結果として、1) 起伏の多い地形的な制約により、キガリ市内のう回路・環状道路線道路の導入が容易ではない等、新規道路整備には困難が多いこと、2) 道路ネットワークのこれ以上の拡充が困難な状況のなか、公共交通サービス（主にバス事業）の質・量の拡充が必要であること、3) 都市交通に関連する機関が多岐にわたり一元的な管理が実質的に行われていないこと、4) 都市交通関係機関の調整・実施能力不足、等の課題が確認された。これら喫緊の都市交通課題の解決に向けて、取り組むべき事項として、ICT を利活用した高度道路交通管理、TOD、交通ネットワーク、交通安全、能力開発等が提案された。

かかる調査結果と優先順位を勘案し、公共交通機関の利用者増加及び公共交通の管理能力向上の実現による、キガリ市交通システムの効率化・最適化を目的とした技術協力プロジェクトの要請がルワンダ政府から日本政府へ提出された。

同要請を踏まえ、段階的な計画策定に基づく技術協力プロジェクト（本格協力）を実施するために必要な基本計画策定調査が実施されることとなった。基本計画策定調査は、①本格協力実施に必要な情報を収集・整理し、実施方法・留意事項について計画策定調査結果にまとめること、②関連事業を実施する他ドナーを含めた役割分担・連携方針を確認すること、③上位政策・計画を確認し、先方実施機関と協力の枠組みについて確認・協議し、合意文書を締結すること、④環境社会配慮に係る情報収集を行うことを目的に実施される。このうち、①～④については、別途公示しているセクター関連団員が担当し、本業務の従事者はプロジェクトの事前評価に必要な情報収集、協力の枠組み（案）の検討を主に担当することとなる。

本業務は、技術協力プロジェクトの基本計画策定調査を行うにあたり、実施に必要な情報を収集・確認するとともに、ルワンダ側実施機関との協議を経てプロジェクトの実施体制や活動内容等をプロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix。以下「PDM」という。）やプラン・オブ・オペレーション（Plan of Operation。以下「PO」という。）等を用いて検討し、調査結果を取りまとめ、事業事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 6 項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

なお本プロジェクトでは、段階的計画策定（二段階計画策定）を適用する。二

段階計画策定は、討議議事録（R/D：Record of Discussions、及び添付の PDM、PO）を含む基本計画を相手国と合意した段階で迅速に本格協力を開始し、第 1 フェーズにおいて基本計画の項目を見直すとともに R/D 等を改訂し、第 2 フェーズを実施する計画策定方式のことを言う。

多くの JICA 技術協力事業においては、協力開始前に詳細計画を策定し、事業事前評価表、R/D によりその詳細計画を確定した上で、協力を開始することとなっているものの、事業の内容によっては、基本計画のみで迅速に協力を開始し、開始後に詳細な計画を策定することが望ましいケースもある。二段階計画策定は、協力開始前に策定する計画精度を柔軟化する（一部の計画については未確定または暫定計画でも可とする）ことにより、協力開始を迅速化するものである。本業務はこの 2 段階の協力を先立ち、協力開始前に基本計画（上位目標、プロジェクト目標、成果、主な活動等）を取りまとめるものである。

また、本業務と同時期に、10.（1）②に示すとおり、基本計画策定調査の各セクターを担当するコンサルタントチームが別途契約（業務実施契約）され、派遣される。

本業務従事者の具体的な担当事項は次のとおりとする。

（1） 国内準備期間（2021 年 8 月下旬）

- ① 要請背景・内容を把握の上、評価 6 項目を確認するために現地調査で収集すべき情報及び調査計画・方針を検討する。
- ② 先行案件等をレビューし、教訓や本プロジェクト実施に当たっての留意点を検討する。
- ③ プロジェクトの PDM 案、PO 案及び事業事前評価（案）を検討する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。
- ⑤ 実施機関、その他関連部署、他ドナー等、本プロジェクトの関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ⑥ 他の団員が作成する質問票（案）（英文）に対し、とり纏めに協力する。

（2） 現地業務期間（2021 年 8 月下旬～9 月下旬）

- ① JICA ルワンダ事務所、ルワンダ国関係機関等との打合せに参加する。
- ② PCM 手法、PDM 及び技術協力プロジェクトの評価の概要に関して、先方実施機関に対して説明を行う。
- ③ 事前に配布した質問票を回収、整理するとともに関係者に対するヒアリングや他団員との協議等を行い、プロジェクトに必要な投入、活動、アウトプット、指標等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 評価 6 項目の観点から必要な情報を収集し、プロジェクトを分析する。

- ⑤ 想定される成果指標に関するデータの所在と入手方法を把握する。
- ⑥ プロジェクト実施にあたり、リスクとなり得る事象に関連する情報を収集し、リスクの分析および監督職員から提供されるリスクチェックリストの作成および改訂を行う。
- ⑦ 各種情報収集・検討及び事業事前評価（案）の結果を踏まえ、PCM手法の観点から事業の枠組みや評価指標に係る点について改訂案を検討する。なお各セクターを担当する団員と十分協議し、各分野の専門的な見地を踏まえて検討すること。
- ⑧ 各種情報収集・検討及び事業事前評価（案）の結果を踏まえ、適切なモニタリング実施方針を検討する。
- ⑨ 実施機関等との面談後速やかに記録を作成し、団員に共有する。
- ⑩ PDM案、PO案、R/D案及びM/M（Minutes of Meetings）案の作成に協力する。
- ⑪ 担当分野に係る現地調査結果をルワンダ事務所、ルワンダ国関係機関等に報告する。

（3） 帰国後整理期間（2021年10月上旬～下旬）

- ① 事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。他の担当分野の業務従事者と連携し担当分野に係る基本計画調査報告書（案）（和文及び英文）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1） 業務完了報告書

2021年10月28日までに提出。

以下を電子データにて提出すること。基本計画策定調査報告書（案）はセクター担当のコンサルタントチームも同時作成することから、レポートの体裁等整合するように適宜連携・調整すること。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 本業務の担当分野にかかる基本計画策定調査報告書（案）（和文及び英文）
- ③ リスクチェックリスト
- ④ 収集資料一式（面談録、質問票の回答を含む）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本→ドーハ→ルワンダ→ドーハ→日本を標準とします。
- (2) 臨時会計役の委嘱
なし
- (3) 新型コロナウイルス対策に関連する経費
PCR 検査関連費用等は見積に計上不要です。契約交渉時点で確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2021 年 8 月 31 日～9 月 20 日を予定しています。
本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る従事者以外の調査団構成は、以下を予定しています。
(JICA 団員)
ア) 総括
イ) 協力企画
(JICA が別途契約するコンサルタント)
ウ) 業務主任者／交通計画
エ) 組織体制・キャパシティアセスメント
オ) 交通管理
カ) 公共交通
キ) 道路計画
ク) スマート交通 (ICT/DX)
ケ) 事業計画／環境社会配慮
 - ③ 便宜供与内容
JICA ルワンダ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
ア) 空港送迎：あり
イ) 宿舎手配：あり

- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通 訊 備 上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当機構社会基盤部都市・地域開発グループ都市第2チーム（ imgge@jica.go.jp ）から共有します。
 - ア) 要請書（写）
 - イ) 変革のための国家戦略
 - ウ) ルワンダ・スマートシティマスタープラン
 - エ) キガリ市マスタープラン2050（2020年）
 - オ) キガリ市都市交通マスタープラン（2013年）
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・ルワンダ共和国 キガリ市都市交通に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000040167>
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・本 文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無

効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ルワンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上